



郡山市総合交通計画マスタープランを 策定しました



令和5年3月31日

郡山市都市構想部

総合交通政策課

課長 宗形 彰久

ターゲット 11.2 TEL：924-3721

SDGs ターゲット 11.2 「安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」

まちづくり分野と連携した公共交通、道路、自転車・歩行者等に関する持続可能な交通ネットワークの形成の実現を目指し、郡山市総合交通計画マスタープランを策定しました。

「交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまち」を基本的な方針に位置付け、「持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり」や「円滑な交通とストック効果につながる道路づくり」など、5つの基本目標のもと、公民連携、部局間協奏により、交通施策を推進してまいります。

1 策定した計画

郡山市総合交通計画マスタープラン

計画期間：2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

2 公表日

令和5年3月31日

※ 計画の内容は、市ウェブサイトでご覧いただけます。



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/125/68026.html>

<郡山市総合交通計画マスタープラン>

近年においては、人口減少の本格化、高齢者の運転免許返納の増加、交通事業者の運転者不足の深刻化などの課題により、地域における移動手段の維持・確保が厳しい状況となっております。

このような中、国においては、すべての地域において持続可能な運送サービスを確保するため、MaaS等の最新技術も活用しつつ、地域の輸送資源を総動員する考えのもと、令和2（2020）年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を行いました。

本計画は、これらの社会情勢のもと、法改正の趣旨を踏まえながら、まちづくりの分野と連携した公共交通、道路、自転車・歩行者等に関する持続的な交通ネットワーク形成実現に向け、本市の特性を生かした総合的な交通環境づくりの取り組みを進めるために策定したものです。

◆ 郡山市総合交通計画マスタープランの概要

1 根拠法令

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(2020(令和2)年11月27日施行)

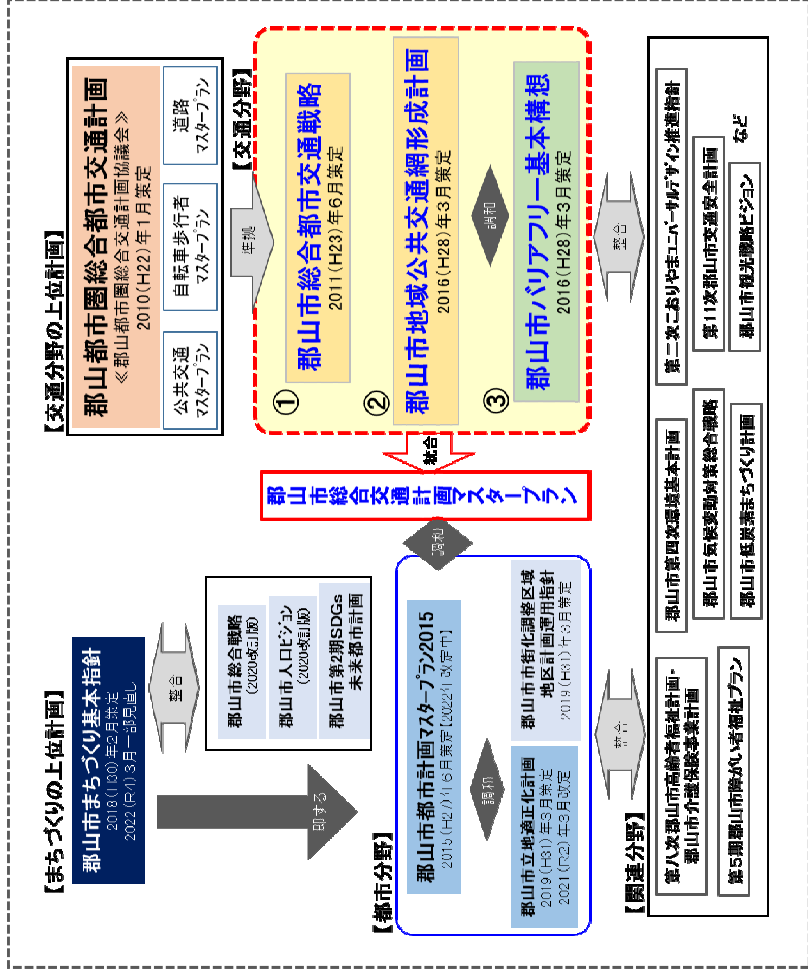
(地域公共交通計画)
 第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、郡道府県にあっては当該郡道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内において、**地域旅客運送サービス**の持続可能な提供の確保に資する**地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画**(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 計画期間

- 2023(令和5)年度 から 2030(令和12)年度まで
 まちづくり分野の「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」、また、SDGsの目標年度と整合を図る

3 計画の位置付け

- 既存の「郡山市総合都市交通戦略」、「郡山市地域公共交通網形成計画」及び「郡山市バリアフリー基本構想」を統合した、**交通分野全般を網羅する総合的な計画**として策定



4 計画の概要

- 過度な自動車利用に依存することなく、徒歩や自転車、公共交通等の移動により外出しやすくなり健康的に様々な都市サービスを受用できるまちづくりの形成が重要
- 本市のまちづくりの考え方と連携し、公共交通、道路、自転車・歩行者等のすべての交通手段において、持続的に円滑に移動できる交通ネットワークの実現を図る

【基本的な方針】

交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまち

【目標】

目標1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり

⇒ 誰もが居住地から様々な生活サービス施設にアクセスできるなど、円滑に移動可能な公共交通ネットワークづくりを進める。

(公共交通)

目標2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり

⇒ 道路ネットワークが健全な円滑な交通確保、計画的な道路整備に伴う沿線の土地利用促進など、効果的・効率的なまちづくり及び道路づくりを進める。

(道路)

目標3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行者空間づくり

⇒ バリアフリーで回遊しやすい都市環境を確保するなど、外出しやすく健康増進にもつながる自転車・歩行者空間づくりを進める。

(自転車・歩行者)

目標4 新たな交通サービスのチャレンジと仕組みづくり

⇒ MaaSやAI, IoTなどの新たな技術の活用など、地域に合った交通サービスの提供ができるよう、先進事例等を参考に取組の導入検討を進める。

(新たな交通サービス)

目標5 多様な主体の連携によるまちづくり

⇒ スケールバスや病院等の送迎サービスなどの移動手段の活用など、交通事業者をはじめ、様々な関係者との協議・調整を行いながら、より良い交通施策の取組検討を進める。

(多様な主体との連携)

【交通施策】

【施策1】
 ● 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
 ・鉄道駅の新設と駅周辺のまちづくり施策等の推進
 ・利用者ニーズに応じた公共交通ネットワーク構築の推進

【施策2】
 ● 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上
 ・地域特性に応じた利便性の高い公共交通ネットワーク構築
 ・バリアフリー化を進め、利用者のサービス向上

【施策3】
 ● 公共交通の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進
 ・自動車に依存しない公共交通施策等への転換を促進

【施策4】
 ● 効果的・効率的な道路計画及び整備
 ・円滑な自動車交通を円滑にするための計画的な道路整備の促進

【施策5】
 ● 既存の道路施設を利用した機動的なまちづくりへの活用推進
 ・公民一体の安全・安心なまち空間・道路空間づくりの推進

【施策6】
 ● 安全で快適に運行できる自転車・歩行者空間の環境整備
 ・健康的に気軽に外出しやすい回遊空間づくりの整備推進

【施策7】
 ● 自転車を活用したライフスタイルの推進
 ・自転車需要の高まりに合わせて種々の関連施策の推進

【施策8】
 ● 新たなモビリティサービスを活用した取組の推進
 ・新たな技術の活用について積極的な取組検討

【施策9】
 ● 連携の主体が連携した「共同交通」の推進
 ・多様な移動手段の活用推進に向けた検討

▲ 上記目標・交通施策のもと、30の【個別プロジェクト】を設定

